

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

名護市地域雇用創造プラン

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

沖縄県名護市

### 3 地域再生計画の区域

沖縄県名護市の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### (1) 概要

名護市（以下「本市」という。）は、沖縄県本島の北部地域に位置しており、県内において3番目の面積（約210k m<sup>2</sup>）を有し、北部地域の中核都市として、温暖な気候で豊かな自然に囲まれた地域で快適な環境を備えている。

平成10年には、日本初の地方開催として、本市内の万国津梁館でG8首脳会議「九州・沖縄サミット」を成功させ、国内外に向けて本市を積極的にPRすることができた。

さらに平成14年に沖縄振興特別措置法による、日本唯一である「金融業務特別地区」、また「情報通信産業振興地域」及び「情報通信産業特別地区」の指定を受け、金融・情報通信関連企業の誘致を積極的に推進し、地域一丸となって地域経済の活性化に積極的に取り組んでいるところである。

#### (2) 人口推移

平成17年の国勢調査による名護市の人口は59,463人、世帯数は22,201世帯となっている。年齢構造を3区分年齢人口で見ると、平成17年では、0～14歳の年少人口層の比率は18.6%、15～64歳の生産年齢人口層は65.6%、65歳以上の高齢人口層は15.7%となっている。

平成17年と平成12年を比較すると、年少人口が1.9ポイント減少し、生産年齢人口及び高齢人口がそれぞれ0.5ポイント、0.7ポイント増加していることから、本市においても徐々に少子高齢化が進んでいることが分かる。

少子高齢化の進展は、社会保障費の増加、生産力の低下、税収の低下等を招くことになり、地域経済にとって大きな脅威となっている。

### (3) 就業環境

平成17年における産業別就業人口をみると、第1次産業が1,978人(8.3%)、第2次産業が3,917人(16.4%)、第3次産業が17,708人(74.0%)となっている。名護市は沖縄県内市部平均(4.3%)と比較すると第1次産業の構成比が比較的高い点に特徴がある。

また、就業人口については、実数では増加しているが、割合で見ると低下しており、平成2年と平成17年を比較すると7.8ポイントの減少となっている。また、沖縄県と比較すると、平成2年では本市の就業者率が1.5ポイント高いのに対して、平成17年には本市の就業者率が沖縄県より1.1ポイント低くなっている。

次に、雇用情勢は完全失業率の状況で見ると実数・割合ともに伸びており、平成17年には沖縄県の完全失業率11.9%を上回る12.5%になっている。失業者層を見てみると、若年層(15~29歳)の失業率が、19.4%と高い状況が続いており今後の地域経済の活性化にも影響が懸念される場所である。

### (4) 本市のこれまでの取組

これまで、本市を初めとする沖縄県北部地域においては、定住人口の増加が地域の発展を図る上での基礎的課題とし、これまでの人口潮流に変化を与えるような、実効性のある取り組みが必要とされてきた。このため、「雇用機会の創出に向けた産業の振興」や「定住条件として魅力ある生活環境の整備」が重要とされてきた。

また、本市は、平成14年に金融業務特別地区及び情報通信産業特別地区・情報通信産業振興地域の指定を受ける中で、情報通信・金融関連企業の立地を促進し、企業立地の中核拠点地区である豊原地区においては、マルチメディア館、みらい1・2・3号館といった、企業の集積基盤となる施設や通信回線等のインフラ整備や広報活動等、様々な施策を講じ、雇用の創出に向けた産業の振興を推進してきた。

### (5) これまでの成果と課題

情報通信・金融関連企業の集積に伴い、年々、企業が望む人材の安定供給・育成が強い要望としてあがっている。そのため、企業ニーズに対応した人材育成が必要とされるなか、平成15年度から平成18年度に実施した情報通信・金融関連産業振興に資する人材育成事業、平成18年度から平成20年度に実

施した地域提案型雇用創造促進事業やパソコン教室等といった事業を実施し、一定の成果を残してきたが、企業の幅広いニーズに対して対応することは難しく、結果として、若年層の完全失業率の改善に繋がっていない状況となっている。

そのため、今後も継続して企業集積を推進し、更なる雇用創出が見込まれる中で、沖縄県北部地域においては、企業における中核的人材となるために必要なスキル・能力や専門的かつ実践的な情報通信・金融関連業務に関するスキル・知識を習得する研修機会が少ないため、情報通信・金融関連企業の求める人材を包括的・体系的に育成する取り組みが必要となっている。

#### (6) 地域再生計画の目標

本市は上記のように、情報通信・金融関連企業の立地促進を推進し、更なる雇用創出のための施策を講じているところであるが、平成21年4月には、企業集積基盤施設であるみらい3号館が供用開始となり、今後約500名の雇用が見込まれ、市内の既存の企業を含め、金融・情報通信関連産業系人材の更なる需要が生じることとなる。

そのため、情報通信・金融関連企業のニーズに対し、包括的・体系的に応える人材育成事業を実施し、企業のニーズに合致した人材供給を行うことで、情報通信・金融関連産業の集積を促し、国内唯一の金融業務特別地区、そして情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における更なる雇用の創出を促し、地域経済の持続した活性化を目指すことを目標とする。

本地域再生計画は、金融・情報通信関連産業の振興を図るための人材育成および雇用の創出について定める計画とし、目標を以下のとおり設定する。

#### 新規雇用の増加

平成21年度	24人
平成22年度	138人
平成23年度	138人
<hr/>	
合計	300人

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

本市における第4次総合計画において、最重点的プロジェクトとして「金融・情報通信国際都市構想の推進」を位置づけており、各種施策連携の下、企業集

積の基盤となる施設の拡充等のインフラ整備の他、企業誘致活動、広報活動、そして情報通信・金融関連産業振興に資する幅広い人材の育成を重点的に実施することとしている。

よって、情報通信・金融関連企業のニーズに対し、包括的・体系的に応える人材育成事業として「地域雇用創造推進事業」を活用し、企業のニーズに合致した人材育成を行い、安定した人材供給を実施することで、更なる雇用の創出を促し、地域経済の持続した活性化を目指すことを目的とする。

## 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 該当なし

## 5-3 その他の事業

### 5-3-1 地域雇用創造推進事業【B0902】

#### (1) 実施主体：名護市地域雇用創造協議会

協議会メンバー：名護市、名護市商工会、学校法人名護総合学園 北部生涯学習推進センター、特定非営利活動法人NDA

#### (2) 事業内容

##### ①雇用拡大メニュー

##### (イ) 金融・情報通信産業の管理者・中核人材育成プログラム

事業名：講師招聘事業

事業内容：各企業において必要とされる実務能力の習得向上のため、高度な専門知識を地域で学ぶ機会を提供する。県内で受講が困難な内容を対象とし、県外の先進地的企業・機関等から講師を招聘し、企業のニーズに合った専門的な研修を実施する。

##### (ロ) 高度人材育成プログラム

事業名：派遣研修事業、リーダーシップ養成講座

事業内容：金融・情報特区に進出している企業において、企業内の中核となる人材を育成することを目的に、各企業のニーズに合わせた派遣研修や養成講座を実施し、企業の中核的人材を育成する。

##### ②人材育成メニュー

##### (イ) BPO産業等を担う人材育成プログラム

事業名：ビジネスコミュニケーション能力養成講座、BPO対応人材育成講座

事業内容：金融・情報特区に進出している企業において、BPO業務を展開している企業は多く、今後も同産業の企業立地も見込まれている。BPO関連企業のニーズに対応した人材を育成することを目的に、基礎講座において、社会人として必要不可欠である基本的なビジネススキルの習得を図る。その後、応用講座において、BPO関連企業の幅広い業務内容に対応した、総務関係業務・労務管理・経理業務等を組み合わせた講座を実施し、実践的なスキルを持った人材を企業に供給し、就業に結びつける。

(ロ) 情報通信関連産業を担う人材育成プログラム

事業名：ITエントリー講座、ITテクニカルサポート講座

事業内容：情報通信関連企業への就職を目的に、パソコンやインターネットサービスやネットワーク管理に必要な知識の習得後、「.com Master」の資格を取得し、実践的講座によって、ITテクニカルサポーターの育成を図り、就業に結びつける。

(ハ) 金融関連産業を担う人材育成プログラム

事業名：金融基礎人材養成講座、証券外務員2種講座

事業内容：本市に進出している金融関連企業に就職を希望している求職者に対し、金融関連産業の基礎知識として、経済全体の動きや金融市場との関わり、金融商品（貯蓄商品、株式・投資信託、外貨建て商品、保険商品）等について学習する。基礎講座終了後は応用講座において、金融商品を取り扱う際に必要な資格の取得に繋げ、即戦力となる人材を企業に供給する。

③就職促進メニュー

(イ) 就職サポート事業

事業名：お仕事探し相談室、合同就職説明会

事業内容：情報通信・金融関連企業への就職を希望する求職者を対象に、相談窓口を設置。また、集客施設への求職情報端末や短期窓口設置も行い、就職の相談から求人の紹介、各種雇用支援制度の活用促進等、就職に関するトータルコーディネートを実施し、企業と求職者のマッチングを促進する。

### 5-3-2 独自で行う事業

#### (1) 「金融業務特別地区」・「情報通信産業特別地区」制度

本市は、市の全域が、平成14年に「沖縄振興特別措置法」において、金融業務の集積を図るため必要とされる要件を備えている地区として、「金融業務特別地区」に指定されている。

また同様に、情報通信産業の振興を図るため必要とされる要件を備えている地域として、「情報通信産業振興地域」に指定され、さらに、情報通信産業振興地域のうち特定情報通信事業を実施する企業の立地を促進するため必要とされる要件を備えている地区として、「情報通信産業特別地区」にも指定されている。

##### ① 金融業務特別地区

本市は、日本で唯一、金融業務特別地区に指定されており、特区内に進出し対象事業を行う企業（金融業及び金融業に付随する業務を対象とする）は、一定の要件を充たせば、税制上の優遇措置（所得控除（特区内で行われる金融業務から得られた所得の35%を、法人税の課税所得から控除）または投資税額控除（機械装置及び特定の器具備品の取得価額の15%、建物及びその附属設備の取得価額の8%を法人税額から控除））を受けることができる。

##### ② 情報通信産業振興地域

沖縄県内の24市町村が指定されており、地域に進出した情報通信関連企業（コンテンツ制作、電気通信業、映像製作、放送、情報処理・提供サービス・情報通信技術利用事業等事業者）は、一定の要件を充たせば、税制面での優遇措置（投資税額控除（機械装置及び特定の器具備品の取得価額の15%、建物及びその附属設備の取得価額の8%を法人税額から控除））を受けることができる。また、通信回線使用料の低減の優遇措置を与えている。

##### ③ 情報通信産業特別地区

沖縄県内の4地区（那覇市・浦添市・名護市・宜野座村）が指定されており、特区内に進出し対象事業を行う企業（データセンター、インターネットサービスプロバイダー、インターネットエクスチェンジ事業）は、一定の要件を充たせば、税制上の優遇措置（所得控除（特区内で行われる金融業務から得られた所得の35%を、法人税の課税所得から控除））を受けることができる。

## (2) 名護市 I T 人材育成特区

I T 企業を市内に誘致することにより、雇用機会の拡大を図り、沖縄県の推進する沖縄県マルチメディア構想のもと、I T 人材の育成に努めている。そのため、I T 人材の育成をより一層推進することを目的に、I T 資格に関連する講座修了者に対する基本情報技術者試験の一部免除の特別措置が適用されている。

## (3) 金融・情報通信国際都市形成の推進

さらなる金融・情報通信拠点としての飛躍のために、他地域にはない特色ある地域としてのまちづくりの推進を図り、その手段として、「インフラ整備」「人材育成」、「情報発信」の3分野において名護ブランドの確立を意図とした推進策を講じていく。また、これまでの企業誘致の取り組み評価として、平成 20 年 3 月に、経済産業省から「特色ある取り組みをしている市町村 12 選」に選ばれ表彰を受けた。

## (4) コールセンタースタッフ養成講座

コールセンター等で働きたいという求職者の方々に対し、コールセンター就業時に必要なスキルのみならず、社会人として必要な基本的素養についても修得し、実践に則した項目や企業見学を取り入れ、就業への意識と意欲を高め、即戦力となる人材を育成し、新規雇用の促進を図る。

## (5) 豊原地区地域活性化事業

本市の情報通信・金融関連企業の中核拠点地域として定められている豊原地域において、地域活性化に必要とされる「就業の場」・「生活の場」・「交流の場」の充実を図り、豊原地区の優位性を活かしたまちづくりを展開する。

## (6) ブロードバンド促進に資する調査

「次世代ブロードバンド戦略 2010」に基づきブロードバンド・ゼロ地域の解消および整備を推進する。

具体的には、2009 年に屋部地区・屋我地地区・久志地区の調査事業を行い、併せて屋部地区・屋我地地区については、地域に無線を利用したブロードバンド環境の整備をおこなう。また、2010 年に残る久志地区のブロードバンド・ゼロ解消事業を実施し、本市内のブロードバンド・ゼロ地域の解消を達成する。

#### (7) ユビキタス特区

「携帯電話による観光動線誘導サービスの実証」により、観光誘導モデルの実証実験を行い、観光振興を促進する。

具体的には、携帯電話で個別に起動・動作している GPS、アクティブタグ、非接触 IC カードの機能を、利用者が意識することなく 統合的に利用することができる携帯アプリの開発を実施。また、モニターを通じたサービス実証を行い、本市が現地観光施設や行政側との調整を全面的支援し、NTT 西日本沖縄支店が現地でのシステム構築・運用をサポートするとともに、名桜大学を中心に有識者を委員とした運営委員会が、実証内容・結果への 助言・アドバイスをを行った。事業は平成 22 年度まで継続的に実施し、その場・その時に合わせた観光誘導モデルの実証を行う。

### 6 計画期間

地域再生計画の認定日から平成 24 年 3 月 31 日

### 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

名護市地域雇用創造協議会において、地域再生計画の推進により育成した求職者の就職状況、参加企業の雇用状況を調査し算出する。具体的には、企業や講座受講者に対してアンケート等により毎年実施し、計画に係る評価を行う。

### 8 地域再生計画の実施に関し該当地域公共団体が必要と認める事項

該当なし